

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕 【船津地区】		式		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 密粒Ⅱ型（20） 再生粗粒度アスコン（20）	m2		3,800		
殻運搬（路面切削）	アスファルト殻（路面切削）	m3		380		
殻処分	アスファルト殻（路面切削）	m3		380		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		270		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		700		
溶融式区画線	溶融式手動 ゼブラ 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		40		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		30		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	A	式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式		1		
DB登録料		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕 【本栖地区】		式		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 密粒Ⅱ型（20） 再生粗粒度アスコン（20）	m2		3,600		
殻運搬（路面切削）	アスファルト殻（路面切削）	m3		360		
殻処分	アスファルト殻（路面切削）	m3		360		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		1,200		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		1,100		
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		40		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	A	式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事						（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕 【精進地区】		式		1		
舗装工		式		1		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 10 c m	m2		680		
殻運搬	舗装版破碎	m3		30		
殻処分	アスファルト殻	m3		30		
基層	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1. 4m以上3. 0m以下	m2		680		
表層	各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) 改質As 密粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 1. 4 m以上3. 0m以下	m2		680		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 設置撤去 改質As 密粒 Ⅱ型(20)	m2		800		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	m3		40		
殻処分	アスファルト殻（路面切削）	m3		40		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		250		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		250		
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		10		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	A	式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内舗装修繕（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 国道 1 3 9 号富士吉田国道出張所管内
舗装修繕(その2)工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下URLよりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.ml.it.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事ではない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置

を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。

なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

（船津地区）

起点 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 緯度 35° 29' 11" 経度 138° 46' 17"

終点 山梨県富士吉田市新西原五丁目 緯度 35° 29' 07" 経度 138° 46' 40"

（本栖地区）

起点 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖 緯度 35° 26' 38" 経度 138° 36' 23"

終点 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖 緯度 35° 27' 10" 経度 138° 36' 31"

（精進地区）

起点 山梨県南都留郡富士河口湖町精進 緯度 35° 29' 09" 経度 138° 38' 54"

終点 山梨県南都留郡富士河口湖町精進 緯度 35° 28' 56" 経度 138° 39' 13"

第7条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

1. 共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考に記載するものとする。

【記載例】

本工事は、富士吉田国道出張所管内の一般国道139号における路面補修の施工を行う工事である。主な工種は以下のとおり。

（船津地区）舗装工 1式、区画線工 1式

（本栖地区）舗装工 1式、区画線工 1式

（精進地区）舗装工 1式、区画線工 1式

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式－0－1～0－10

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表

比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査 (工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１０条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１１条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①切削オーバーレイ工

第１２条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１３条 工事書類の作成

- 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－７）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」

（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ (<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ (<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量5.0%粗粒再生	切削オーバーレイ工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和7年6月1日法律第68号）。以下「建設リサイクル法」という）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (切削オーバーレイ)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施工地区	施設の名称	所在地
アスファルト (切削材)	船津地区	丸浜興業（株）	山梨県甲斐市下今井 1 5 4 0
	精進地区	(有)上田屋商会	山梨県都留市鹿留 1 2 2
	本栖地区	湯澤工業（株） 第一プラント	山梨県南アルプス市 六科字御崎410

上記（2）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

丸浜興業（株）：時間外 17時00分～ 8時00分
(有)上田屋商会：定時内 8時00分～17時00分
湯澤工業(株)第一プラント：定時内 8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかなった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第25条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

第26条 工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図SXF データ（.P21）
- ・完成縦断図SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第27条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入

および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力した

ものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））について〔施工者希望Ⅱ型〕

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、以下1)～3)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2)に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1)

2)から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- 1) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3）により実施するものとする。

3）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事における適用（用語の定義について）

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第31条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」に

については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること

第32条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第33条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとする。

また運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 3 4 条 BIM／CIM適用工事について（受注者希望型）

本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し実施する。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3 次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3 次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等）
- 5) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3 次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）
- 4) その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第35条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第36条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。また、令和8年度における重点的安全対策項目は監督職員より通知する。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

（船津地区）

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全工種	夜間作業	51人（うち有資格誘導員 17人）	交代要員含む
合 計		51人（うち有資格誘導員 17人）	

（本栖地区）

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全工種	昼間作業	45人（うち有資格誘導員 15人）	交代要員含む
合 計		45人（うち有資格誘導員 15人）	

（精進地区）

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全工種	昼間作業	36人（うち有資格誘導員 12人）	交代要員含む
合 計		36人（うち有資格誘導員 12人）	

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第37条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対

策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正率}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数： 1. 2

第38条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第39条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験者1年以上の者とする。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第40条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第41条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第42条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第43条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第44条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）につい

て、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第45条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第46条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可書については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第47条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第48条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識等安全施設の現場環境改善を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表の掲示を実施するものとする。
社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第49条 工期

1. 工期は、雨天、休日等21日を見込んでいる。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて、以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	60日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（猛暑日補正なし） （実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.69
④ 路上工事抑制期間（ゴールデンウィーク） 令和8年4月25日～令和8年5月6日（予定）	12日間
⑤ 路上工事抑制期間（夏期）※富士五湖周辺 令和8年7月18日～令和8年8月16日（予定）	30日間

ただし、工事発注後に路上工事抑制期間に変更が生じた場合は、監督職員より指示するものとする。

なお、現地調査や設計照査において、準備期間以上の日数が必要となることが判明した場合は監督職員と協議するものとする。

1日の降雨・降雪量が10mm／日以上の日：24日間

8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：4日間

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（甲府観測所）及び環境省（甲府地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した

年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式－8により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から157日間

（但し、令和8年4月27日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から157日間で工事を完了させること。

第50条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第51条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した概略工事工程表（別紙－2）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第52条 週休2日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者

の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 5 3 条 悪天候等により工期変更は必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、河口湖観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量が 10 mm 以上／日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 5 4 条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

施工地区	作業区分	施工区分	標準作業時間
船津地区	夜間作業	全工種	21：00～6：00
本栖地区 精進地区	昼間作業	全工種	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY 等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第 5 5 条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。

詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和 8 年 4 月上旬とする。

第 5 6 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第57条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第56条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則1つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第56条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。

なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合

合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第58条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－9を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするがやむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第59条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における

「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 60 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工

事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書 (別紙様式－1～4) に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱に関する事項
 - (6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面 (別紙様式－5) により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E 提案を採用した場合の設計変更について
 - (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 - (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 - (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

- (4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。
10. 評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意するものとする。
11. 発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 6 条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 2 条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、船津地区（山梨県南都留郡富士河口湖町船津地先～富士吉田市新西原五丁目地先）本栖地区（山梨県南都留郡富士河口湖町本栖地先）、精進地区（山梨県南都留郡富士河口湖町精進地先）で施工を行う工事である。

第 6 3 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第64条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第65条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタントに委託する予定としている。

第66条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタントに委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第67条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和7年12月12日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第68条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）」：（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化

の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施出来ない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第69条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第70条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

- 第71条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理す

るための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第72条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第73条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第74条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

第75条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第76条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

第77条 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

る。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第78条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料を複写した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-3)を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

第79条 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

第80条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第81条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 材料

第82条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
基層・表層	40 ～ 60 (60 ～ 80)	冬期使用可

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 8 3 条 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

1. 溶融式

幅 (cm)	厚 (mm)	摘 要
1 0	1. 5	夜間の視認性が優れたもの。
1 5		
2 0		
3 0		
4 5		

2. 設置様式は、別添－1 を参考とし、詳細仕様については監督職員の指示によるものとする。

第 4 章 舗装

第 8 4 条 性能規定

1. 性能を規定する対象範囲

- (1) 本工事は、車道舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について受注者が発注者に舗装構造提案を行い、採否通知による採用を経て施工する工事である。
- (2) 本工事の性能規定対象範囲は、切削オーバーレイ施工箇所の車道舗装構造のうち基層と表層の部分とする。（工事延長 2 0 0 m 以上連続する区間のみ）
- (3) 契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合は、変更後の条件によって標準的な舗装構造を変更するとともに、それに基づき請負代金額の変更を行うものとする。

2. 舗装構造提案の範囲

本工事で受注者が行う舗装構造の提案範囲は、第 8 3 条第 2 項に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるものとする。なお、舗装構造提案に伴う工期延長の変更は、範囲に含めないものとする。

3. 舗装構造提案書の提出

- (1) 受注者は、前項の規定による舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書（様式－1 ～ 3）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 次条に掲げる舗装工（性能規定対象範囲）の性能指標の値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由
 - ① 設定する性能指標及びその値
 - ② 性能を確保する施工範囲（区間等）
 - 2) 舗装構造提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等

を含む)

- ① 材料仕様（アスファルト混合物事前審査認定証、配合設計書、試験練結
果報告書）
- ② 施工要領（施工順序、施工方法、施工機械）
- ③ 施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び
管理基準値（規格値）

3) 工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに
関する事項

4) 舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 受注者は、舗装構造提案による施工に対し、施工管理（出来形管理及び品
質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）等を設定
し、舗装構造提案書の提出と同時に、発注者に提出しなければならない。な
お、施工管理のうち工程管理については、別途提出する施工計画書に記載す
ること。

(3) 発注者は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を、
受注者に求めることができる。

(4) 受注者は、第2項の舗装構造提案を、契約の締結日より当該舗装構造提案
に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出しなければならない。

(5) 舗装構造提案の提出に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

4. 舗装構造提案の審査

舗装構造提案の審査にあたり、発注者が設計図書に定める車道舗装の性能指標
の値に適合させるための提案内容を審査するものとする。

5. 舗装構造提案の採否等

(1) 発注者は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後14日以
内に書面（様式－4）により、受注者に通知しなければならない。ただし、
受注者の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。

(2) 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、
その理由を付して行うものとする。なお、舗装構造提案が適正と認められな
かった場合、受注者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要する
全ての費用は、受注者の負担とする。

(3) 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で契約書第18条の条
件変更が生じた場合において、発注者が舗装構造提案に対する変更案を求め
た場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、再提案に要する期間、採
否の審査通知期間及び再提案の費用は、協議するものとする。

(4) 受注者が舗装構造提案を行う前に性能規定範囲で契約書第18条の条件変
更が生じ、標準的な舗装構造の訂正又は変更が行われた場合において、受注
者は変更後の条件に基づき、舗装構造提案を行わなければならない。

(5) 受注者は、採用された舗装構造提案及びこれに伴って提出した施工管理
（出来形管理及び品質管理）と、別途提出する施工計画書に基づき施工する

ものとする。

(6) 双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、受発注者間で協議して定めるものとする。

(7) 本工事で受注者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。

1) 表層、基層の厚さは、表層 5 c m、基層 5 c mとする。

6. 舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

7. 責任の所在（舗装構造提案）

発注者が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

第 8 5 条 舗装工（性能規定対象範囲）

1. 舗装の設計

受注者は、下記設計条件により第 2 項に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法等を、発注者に提案するものとする。

(1) 設計は「舗装の構造に関する技術基準」によるものとする。

(2) 舗装計画交通量は 1, 0 0 0 台以上 3, 0 0 0 台未満／日・方向とする。

2. 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標の値	試験方法	試験頻度
塑性変形 輪数	動的安定度で 3, 000 回／mm 以上。ただし、ポリマー改質アスファルトを使用する場合で、舗装計画交通量 N 6（交差点部）、N 7（一般部）は 4, 000 回／mm 以上とし、N 7（交差点部）は 5, 000 回／mm 以上とする。	締固め度と動的安定度の回帰曲線から求める。 「舗装性能評価法」のホイールトラッキング試験方法、「舗装調査・試験法便覧」のアスファルト混合物の密度試験方法。	品質管理基準の「現場密度の測定」と試験基準及び摘要と同じ
平たん性	各車線毎に（ σ ） 2. 4mm 以下	「舗装性能評価法」の舗装路面の平たん性測定方法（3m プロフィールメーター試験方法）	各車線毎に全車線

3. 舗装施工直後の性能評価

(1) 受注者は、舗装施工直後に第 2 項に規定する性能指標に関して測定を行い、その結果を発注者に提出するものとする。

(2) 発注者は、前項に基づき提出された性能指標の値について確認を行うものとする。

(3) 第2項に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、発注者は受注者に必要な修補を行わせるものとする。

修補の方法については、受注者が発注者に提示し、発注者は、現場条件等に照らして決定するものとする。なお、次の事項は性能保持対象外とする。

- ・交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）
- ・路面標示部
- ・その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事由がある場合、受注者は発注者と協議できるものとする。

4. 性能規定範囲の施工管理等の実施

(1) 第82条第5項に基づき施工管理試験を、受注者の負担において実施し、その結果を監督職員に提出するものとする。

(2) 監督職員は、工事の施工管理が提案どおりに行われているかどうかの確認を行うため、いつでも工事現場又は製造工場等に立ち入りできるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

5. 性能の再評価

(1) 舗装施工直後の性能が第2項の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場合、受注者は再測定を行い、その結果を発注者に提出するものとする。この場合、測定に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 発注者は、前項で提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

第86条 材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘要
RA①	再生粗粒度アスコン	20	5.0	基層
改A②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20	5.5	表層

夜間施工において、アスファルト材料の夜間割増額は当初見込んでいない。ただし契約後に監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第87条 ポリマー改質アスファルト

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ mふるい通過重量百分率は小さめにする。75 μ mふるい通過分のうち、回収ダスト分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度 S (kN)	フロー値 F (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S / F (kN/m)		
7.35以上	土木工事共通仕様書による			2,500以上		

注) 突き固め回数は75回とする。

耐流動化対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DSの目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位：回／mm程度)

交通量区分	N 6		N 7	
適用箇所	表層	基層	表層	中間層
一般部	3, 0 0 0	—	4, 0 0 0	4, 0 0 0
交差点部	4, 0 0 0	4, 0 0 0	5, 0 0 0	5, 0 0 0

注) 上表は一般部と交差点部のDSの目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部のDSの目標値を同一にする場合は交差点部のDS値に合わせるものとする。

2. 混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が150～300センチストークス（セイボルトフロー度75～150秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し速やかに敷均しを行い十分に転圧を行うものとする。

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。

なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第88条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 89 条 中温化アスファルト舗装の試行

本工事において、中温化アスファルト舗装の試行の実施について、監督職員と協議するものとする。なお、中温化アスファルト混合物の流通状況等により、実施が困難な場合もあるため、本試行の実施は任意とする。

＜試行内容＞

- ・新規合材を対象とする。
- ・実施範囲や実施時期等の詳細については、監督職員と協議する。
- ・中温化アスファルト混合物は製造時の加熱温度をマイナス 20℃又はマイナス 30℃低減させて製造されるものを使用する。
- ・機械式フォームド方式を基本とするが、監督職員と協議の上、添加剤方式も可とする。
- ・本試行に伴う追加費用は設計変更の対象とする。
- ・本試行を実施した場合、実施後に監督職員より送付されるアンケートに協力するものとする。

第 90 条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、仮区画線で復旧するものとする。

第 5 章 道路修繕

第 91 条 切削オーバーレイ工

切削後の基準高の変更は、行わないものとする。

1. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は、交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
2. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
3. 切削オーバーレイ工（表層、基層）は即日 2 層舗設の施工方法で見込んでいるが現場状況や作業上の支障により、これにより難しい場合は事前に監督職員と協議するものとする。

第 92 条 オーバーレイ

横断測量は、20 m 間隔に行うものとする。

第 6 章 その他

第 93 条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。

提出資料 各 2 部（原稿 1 部、コピー 1 部）

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート（別紙様式－6）
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図（1／5万）
- (5) 平面図（完成平面図）

第94条 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第95条に定めるとおりとする。

なお、点検DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については当初より計上している。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

第95条 登録するデータに係る権利について

1. 本業務の成果として点検DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用

(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第96条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第97条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、「道路施設基本データ」の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施 設 名	区分	施設番号	施 設 名
道路 構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構 造 物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
付	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送

属 物	E030	視線誘導標(反射式)	E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)	E340	道路反射鏡
	E050	道路標識	E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」によるものとする。
3. 道路施設基本データは、「道路施設基本データ作成システム」で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ① 道路施設台帳作成総括表
 - ② 道路施設基本データ総括表
 - ③ 道路施設基本データ一覧表
 - ④ 道路施設台帳チェックシート
 - ⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦ 工事数量総括表

第98条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第99条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第100条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第101条 相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経緯費等について相談窓口

を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：道路担当副所長（管理）

電 話：055-252-5491（代）

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 48 条、第 53 条 第 48 条 第 48 条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 42 条 第 43 条
安全対策関係	■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 36 条 第 36 条 5 項、 第 38 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 23 条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

概略工事工程表

工事名： R7国道139号富士吉田国道出張所管内舗装修繕(その2)工事

[illegible]

工期：工事の始期から157日間(但し、令和8年4月27日までに工事を開始すること)

雨休率の適用:準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正無し)を適用。

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）_____

担当者（会社名・部署名・氏名）_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】												
積 算 内 訳 書 の 比 較 表												
記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

- 1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。
- 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。
- 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみ要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。
- 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

[illegible]

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳 注)消費税抜きで記入してください				金額単位:千円									
費目	元請・元請外注	元 請	元請外注 合計	1 〇〇道路	2 〇〇河川	3 〇〇港湾	4 〇〇運輸	5 〇〇事業	6 〇〇構築	7 〇〇特殊			
(1) 直接工事費	50,972	17,009	67,981	20,914	1,441	8,600	2,550	0	0	0	158	0	0
(1) 材料費	25,562	13,632	39,194	5,857	137	4,954	982	0	0	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	138	0	0
(3) 機械器具等賃料	9,431	2,643	12,074	5,754	56	820	138	0	0	0	20	0	0
(4) 資材・機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(A) 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(B) 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	1,481	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 間接工事費	19,683	11,896	31,579	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283	0	0	0
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	12,779	1,889	120	452	0	898	0	0	0	0	0
イ 基礎費	2,389	70	2,459	1,750	120	440	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 基礎材	100	0	100	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0
1 仮設材①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷設材料	150	70	220	80	0	40	0	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁架等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 橋みすみ取り用スライド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ 建設機械の運搬	1,120	0	1,120	680	60	400	0	0	0	0	0	0	0
(1) 荷役・資材自動車等による運搬	1,084	0	1,084	620	60	400	0	0	0	0	0	0	0
(2) 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｃ 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	699	699	1,398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 準備・測量等	673	673	1,346	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ その他	26	26	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	1,824	24	0	0	0	898	0	0	0	0	0
安全留意度「建設工事公共施設安全対策要綱」について選択	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 安全管理費	147	123	270	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全員の安全管理上の監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 安全施設等の設置・撤去・維持に要した費用及び関係者の報酬	102	102	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合に要した費用	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 難所などでの予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川・海岸工事における警戒範囲に要した費用	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等に要する防火安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省(運輸)・建設工事における再任設置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ 交通規制費等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0	0	0	0
Ｃ 鉄道空港安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｄ 乗客等	324	324	648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｅ 乗客作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｆ 船舶安全管理・警戒船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｇ ダム発破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｈ その他	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 仮設費	159	159	318	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 土地の借上費	159	159	318	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	5,388	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 品質管理費等	69	69	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ 特別品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｃ 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｄ 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｅ 各種検査等	320	320	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｆ 各種点検等	12	12	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｇ その他	1,999	1,999	3,998	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 資機費	758	643	1,401	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 建物費	224	224	448	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ 借上費	100	100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｃ 借泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｄ 労働者送迎費	115	115	230	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｅ 監督員詰所等	65	65	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｆ 養生化等	254	254	508	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｇ 養生化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｈ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経費費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	18,800	-803	639	2,798	1,080	111	320	283	0	0	0
イ 労務管理費	528	183	711	20	161	151	0	2	0	0	0	0	0
ロ 安全訓練等費用	10	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ａ 安全・衛生に要した費用	10	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｂ 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	111	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,517	12,884	1,001	960	359	792	33	214	91	0	0	0
ホ 保険料	208	0	208	102	0	3	83	0	5	5	0	0	0
ヘ 保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 火災保険	88	88	176	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 工事保険	108	108	216	108	0	3	83	0	0	0	0	0	0
(3) 自動車保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 組立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 法定外の労災保険	10	10	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) その他損害保険	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 法定福利費	2,584	1,168	3,752	624	223	255	172	76	31	46	0	0	0
Ａ 労災保険料	539	497	1,036	70	22	30	12	30	7	11	0	0	0
Ｂ 雇用保険料	189	146	335	22	7	12	3	20	3	3	0	0	0
Ｃ 健康保険料	670	335	1,005	257	79	84	65	26	9	15	0	0	0
Ｄ 厚生年金保険料	899	193	1,092	297	122	139	77	43	19	16	0	0	0
Ｅ 健康共済制度掛金	300	300	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｆ 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	326	185	0	0	48	0	0	0	0	0	0
リ 雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ス 通信交通費	394	290	684	12	0	49	0	0	0	0	0	0	0
ル 交際費	26	26	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	1,127	119	2	0	0	0	0	0	0	0	0
カ 外注一般管理費等	-1,498	0	-1,498	-2,764	-707	1,981	-23	0	0	0	0	0	0
③ 外注費(下請)は、外注一般管理費等の自動計算値	41,750	外注一般管理費	-1,355	-2,764	-707	1,981	-23	0	0	0	0	0	0
(4) 一般管理費等	-1,355	0	-1,355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 関係等工事費(電気工事・光ケーブル工事の場合は、標準費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 工事価格	69,300	69,300	138,600	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441	0	0	0
(8) 消費税相当額(下請)は、下請工事価格の自動計算値	3,455	3,455	6,910	2,200	220	11,850	3,930	1,009	320	441	0	0	0
(9) 工事費合計	72,755	72,755	145,510	24,200	2,420	12,950	7,860	2,018					

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者	
契約締結日：		氏 名	
		T E L	
		F A X	
V E 提案の概要		注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。	
番 号	項 目 内 容		概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計			

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 略図等	【改善案】 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6(3)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

分任支出負担行為担当官
甲府河川国道事務所長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出されましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

性能規定データ（データコード：0602）記入シート

令和 年 月

整理番号

作成年月日

出張所

事務所

1. 路線名

路線番号 現旧新 枝番号
→1:現道 2:旧道 3:新道
路線名称 (枝番がある時、バイパス名等を記入する)

2. 上り下り区分

1:上り 3:上下
2:下り

9. すべり抵抗

測定年月 元号 年 月
測定方法 R
測定方法 1: すべり抵抗測定車
2: 回転式すべり抵抗試験機 (DFテスト)
3: 振り子式スキッドレジスタンステスト
9: その他
路面温度 °C
速度1 km/h すべり摩擦係数1
速度2 km/h すべり摩擦係数2
速度3 km/h すべり摩擦係数3

3. 車線 (車線区分+車線番号)

車線番号はセンター側から数えた車線位置番号)

コード	車線区分	コード	車線区分
1	本線	5	左折車線
2	登坂車線	6	加減速車線
3	ゆがみ車線	7	側道
4	右折車線	ランブコード	連結路 (ランプ)

4. 距離標

キロポスト k m (自) (至) キロポストからの実距離

10. 路面騒音

測定年月 元号 年 月
測定方法 R
測定方法 1: 関東地方整備局所有の路面騒音測定車
2: 近畿地方整備局所有の路面騒音測定車
3: 九州地方整備局所有の路面騒音測定車
4: 中国地方整備局所有の路面騒音測定車
5: 道建設業協会所有の路面騒音測定車
9: その他
測定車両の平均速度 km/h
気温 °C
路面温度 °C
路面騒音値 デシベル

5. 施工年月

元号 年 月
R

6. 性能確認時期

1: 施工直後
2: 1年後
9: その他

7. 平たん性

測定年月 元号 年 月
測定方法 R
測定方法 1: 3mプロファイルメータによる方法
2: 3m直線定規による方法
3: 路面性状測定車による方法
9: その他
凹凸量の標準偏差1 mm
凹凸量の標準偏差2 mm
(標準偏差1: 平たん性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外しない値)
(標準偏差2: 平たん性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外した値)

8. 浸透水量

測定年月 元号 年 月
測定方法 R
測定方法 1: 現場透水量試験器
9: その他
道路の区分 1: 第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級
2: その他
浸透水量 わだち部 (OWP) ミリリットル/15秒
非わだち部 (BWP) ミリリットル/15秒

11. わだち掘れ

測定年月 元号 年 月
測定方法 R
測定方法 1: 横断プロファイルメータによる方法
2: 直線定規による方法
3: 水糸による方法
4: 路面性状測定車による方法
9: その他
わだち掘れ量 (最大値) mm
わだち掘れ量 (平均値) mm

◆記入要領◆
・該当コード番号を○で囲む。
・□は数字・コードを記入し、
不明の場合は「*」を記入する。

主任監督員
作成者

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考			
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆		紙 ◎		
										監督 職員	契約 担当課	発注 担当課							受注者 保管	
工事 着 手 前	作成 書 類 の 役 割 分 担	設 計 審 査 会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等 への周知)	共通仕様書1-1-1-37-7	—		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認		
			2【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-1-37-2	-		○						○						令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づ く届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届 け出	
			4【事例】 概算概略発注等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(○○○)との設計・施工 協議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	-	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5【事例】 概算概略発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 占有物件(○○○)の移設の調整、 監督処分	河川法、道路法	-	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(構造計算の 伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○												令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が 負担する)
	契 約 図 書	設 計 図 書	8 工事請負契約書	—	—	○														
			9 共通仕様書	—	—	○														
			10 特記仕様書	—	—	○														
			11 発注図面	—	—	○														
			12 現場説明書	—	—	○														
			13 質問回答書	—	—	○														
			14 工事数量総括表	—	—	○														
	契 約 関 係 書 類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式ー1		○				○									
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式ー2		○				○									契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式ー3		○				○									
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-42-5	様式ー4		○				○									電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出 用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。 なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○								
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○								
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○								
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○								
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○								
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式ー5		○				○									
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式ー6		○					○								契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	そ 他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-(5)	様式ー7		○			○									契約図書で規定された場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○			○									該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計 画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○			○									該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、 建設副産物情報交換システムにより作成し、施工 計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調査	特記仕様書	—		○			○										
			30 建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出先への情報提供に ついて」(H10.1.27付建設技術第6号の2)	—		○			○										
工 事 書 類	1 施 工 計 画	① 施 工 計 画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督 職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な 変更以外)には、その都度当該工事に着手する前 に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	—		○			○										
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○										
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角 点の設置)	共通仕様書1-1-1-39-1	—		○			○										
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○			○									設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。	
	2 施 工 体 制	② 施 工 体 制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○			○									・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一 部改正について(令和3年3月5日付け国官技第 319号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び整備業以外は不要	
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○			○										
			38 作業員名簿		-		○			○										

別紙様式－7

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎	
施 工 中	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○										
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○		○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○		○							
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○		○							
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○		○							
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○		○							
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○		○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認額の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○				○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
			47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6-3	様式－11		○		○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○		○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-38-2	－		○					○				週間工程会議やASPIにより事前連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-28-11	－		○				○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51	工事故速報	共通仕様書1-1-1-31	様式－13		○		○			○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
施 工 中	3 施 工 状 況	④ 安 全 管 理	52	工事故報告書	共通仕様書1-1-1-31	－		○		○							事故報告書はSAS(建設工事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○		○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○		○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契 約 関 係 書 類	⑤ 管 理 工 程	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○			○						
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○			○						
		⑥ 品 質 管 理	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○			○						
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○			○						
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○			○						
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○		○							
		既 済 部 分 検 査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○			○						
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-8-6	－		○		○							中間技術検査時にも提出する。
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○		○							
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○			○						
		修 補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○			○						
			65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○			○						部分使用がある場合に提出する。
		工 期 延 期	66	工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○			○						工期延期が発生する場合に提出する。
			67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○		○							支給品を受領した場合に提出する。
	支 給 品	建 設 機 械	68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○		○							支給品がある場合に提出する。
			69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現 場 発 生 品	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
			71	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○		○							現場発生品がある場合に提出する。
施 工 中	契 約 関 係 書 類	其 他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-8-6	－		○		○							既済部分検査等の際に提出する。
			73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○				○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	－		○				○					
			75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○					
			76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○				○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け								工事書類作成 媒体の事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
										監督 職員	契約 担当課	発注 担当課						受注者 保管		
工事 完成 時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式ー29		○				○									
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式ー30		○				○									
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式ー5		○				○									
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式ー31		○				○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式ー32		○				○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		82	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6-(1)	様式ー33		○				○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	ー		○				○						☆		・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		84	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚契発第30号)	ー		○				○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式ー34		○				○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	ー		○				○				○	☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7 特記仕様書	ー		○				○				○	☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
その他	88	再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-6	ー		○				○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	89	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-6	ー		○				○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事 完成 後	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	ー	○	○						○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負擔行為担当官

甲府河川国道事務所長 〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

様式－ 1

提出日：令和 年 月 日

舖裝構造提案書

分任支出負担行為担当官
 関東地方整備局
 ○○国道事務所長 殿

受注者
住所
氏名

特記仕様書第 条に基づき舗装構造提案書を提出します。

[illegible]

様式－２

番号		項目内容	
----	--	------	--

（１）構造提案の内容

【構造提案】・・・略図等

（２）提案理由

（３）構造提案の実施方法（材料仕様、施工要領、施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

様式－３

番号		項目内容	
(１) 工業所有権等の排他的権利を含む構造提案である場合、 その取扱いに関する事項			
(２) 構造提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）			

号
令和 年 月 日

構造提案採否通知書

殿

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
〇〇国道事務所長

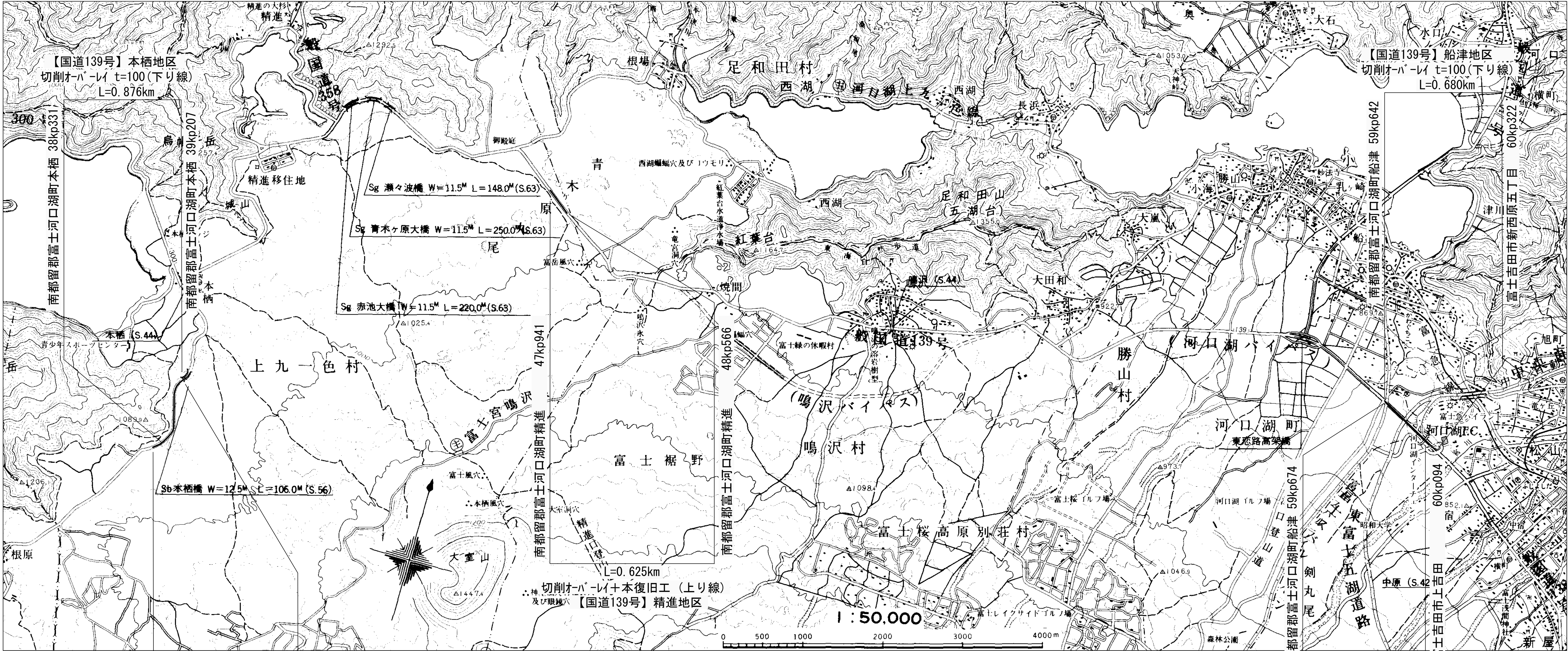
特記仕様書第〇条「舗装構造提案書の提出」に基づき、令和 年 月 日付けで提出されました構造提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 ：		構造提案項目数 ：		
契約締結日 ：		採 用 項 目 数 ：		
		不 採 用 項 目 数 ：		
舗装構造提案に対する「採否」及び理由				
番号	項 目 内 容	採否の区分	採 否 の 理 由	特記事項

注）採否に関する問合せ先

位置図 S=1:50,000

国道139号 46.0KP～62.215KP



南都留郡富士河口湖町本栖 38kp100

南都留郡富士河口湖町本栖 39kp207

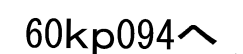
L=1.107km
切削オーバーレイ t=100(上り線)
【国道139号】本栖地区

L=0.420km
切削オーバーレイ t=100(上り線)
【国道139号】船津地区

工 事 名		R7国道139号富士吉田国道出張所管内 舗裝修繕（その2）工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1：50,000		図面番号		9 の 1			
年 月 日		令和8年1月							
所 長		副 所 長		課 長		係 長		設 計	
設計会社名									
事務所名		国土交通省 甲府河川国道事務所							

(船津地区)

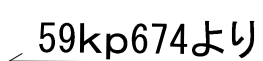
60kp322^



60kp094^

59kp674
(上り線)

← 59kp642より



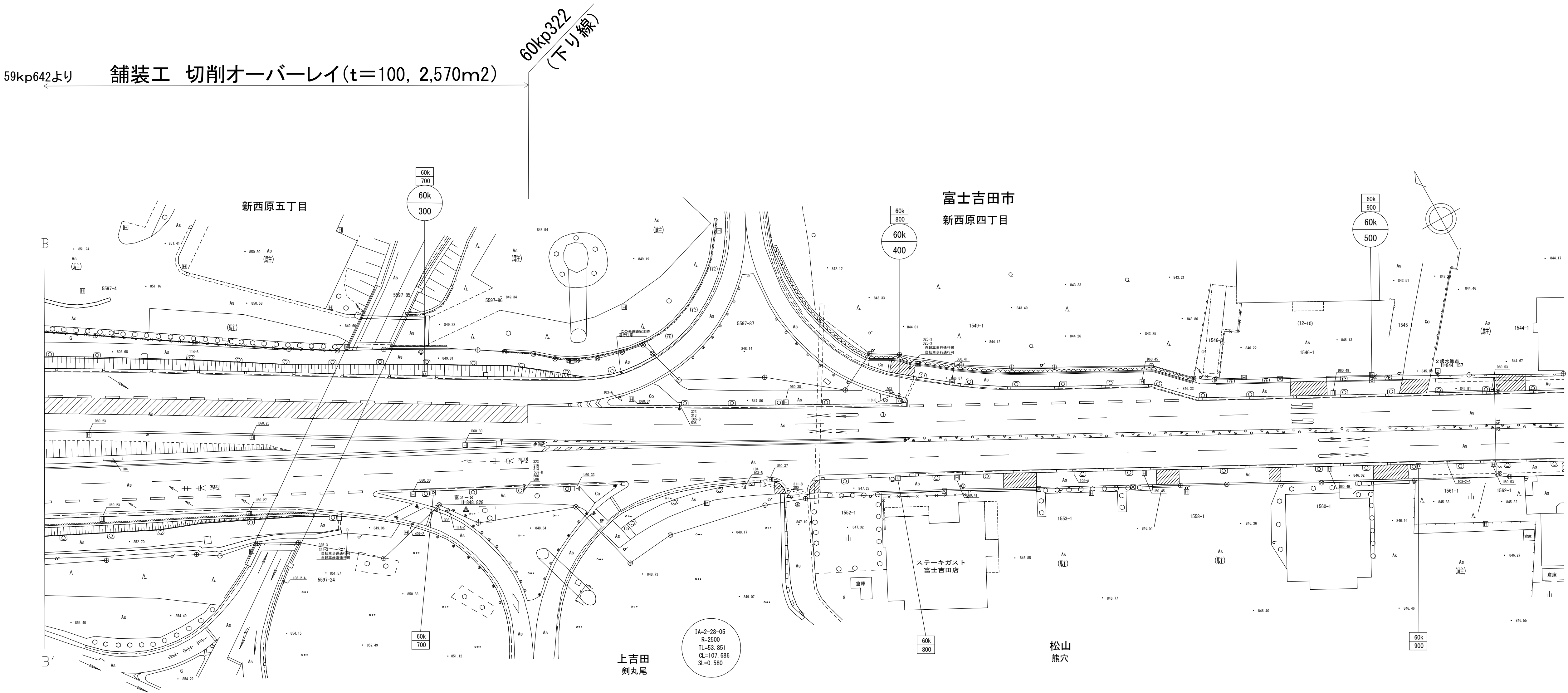
← 59kp674より

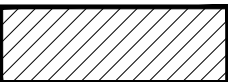
* 本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道139号富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	舗装工平面図（1）		
縮尺	1:1,000	図面番号	9 の 2
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

舗装工平面図（2）

（船津地区）

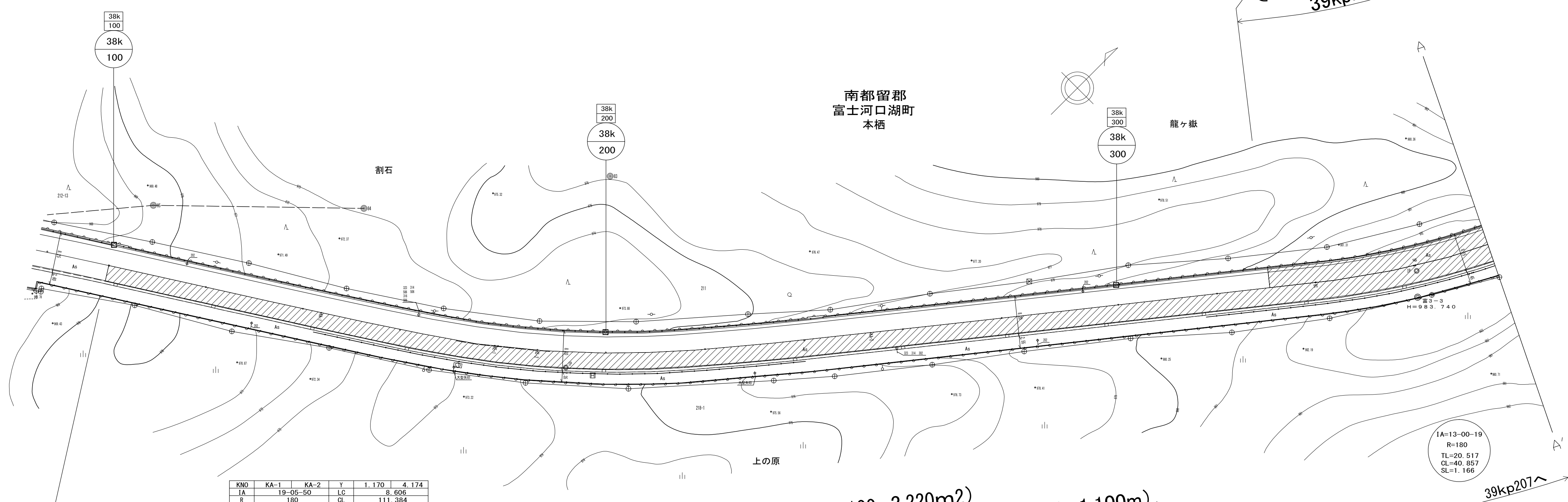


 : 施工範囲（切削オーバーレイt=100）

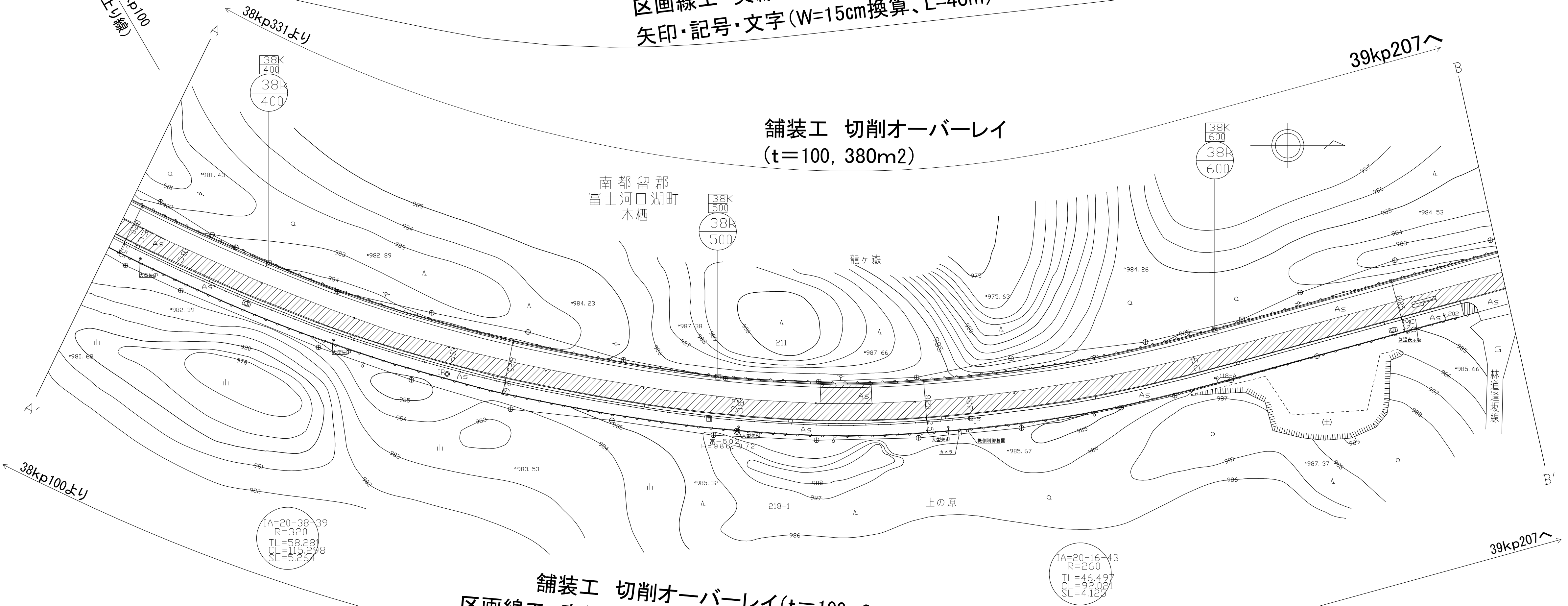
* 本図面は縮小図のため、

工事名	R7国道139号富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	舗装工平面図（2）		
縮尺	1:1,000	図面番号	9 の 3
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

舗装工平面図（3）
（本栖地区）



舗装工 切削オーバーレイ(t=100, 3,220m²)
区画線工 実線(W=15cm、L=1,200m)、破線(W=15cm、L=1,100m)、
矢印・記号・文字(W=15cm換算、L=40m)



舗装工 切削オーバーレイ(t=100, 3,220m²)
区画線工 実線(W=15cm、L=1,200m)、破線(W=15cm、L=1,100m)、
矢印・記号・文字(W=15cm換算、L=40m)

：施工範囲（切削オーバーレイt=100）

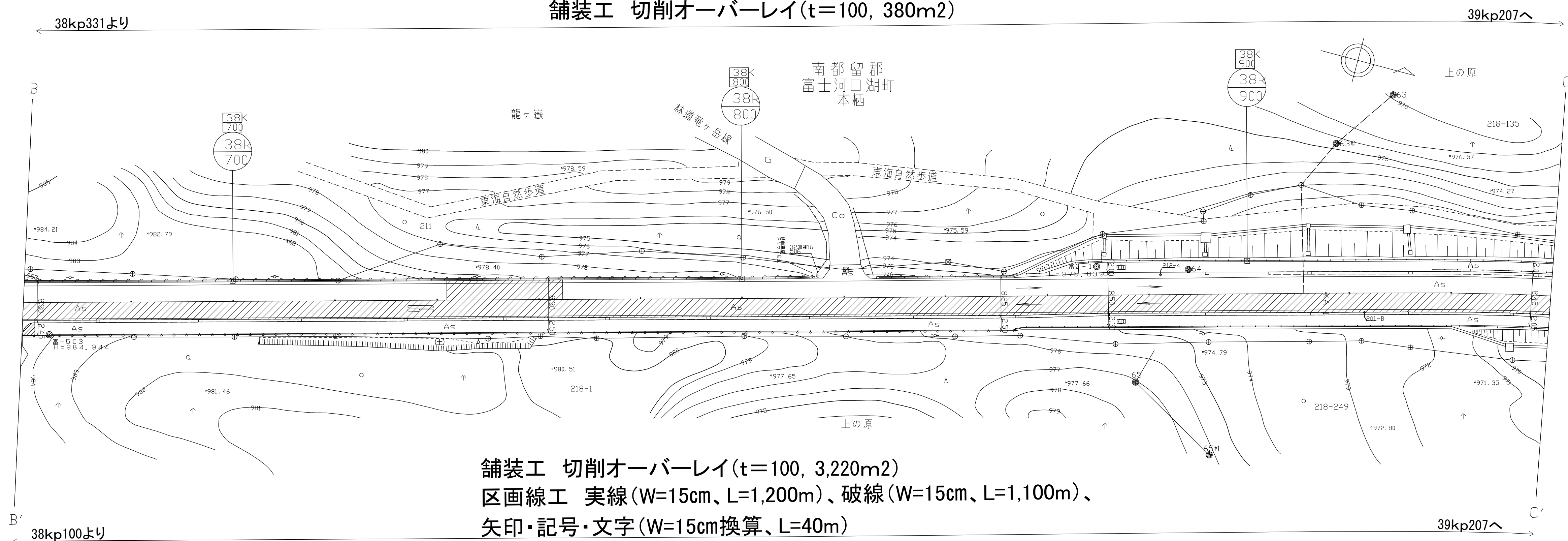
* 本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 国道 1 3 9 号 富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	舗装工平面図（3）		
縮尺	1：1,000	図面番号	9 の 4
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

舗装工平面図 (4)

(本栖地区)

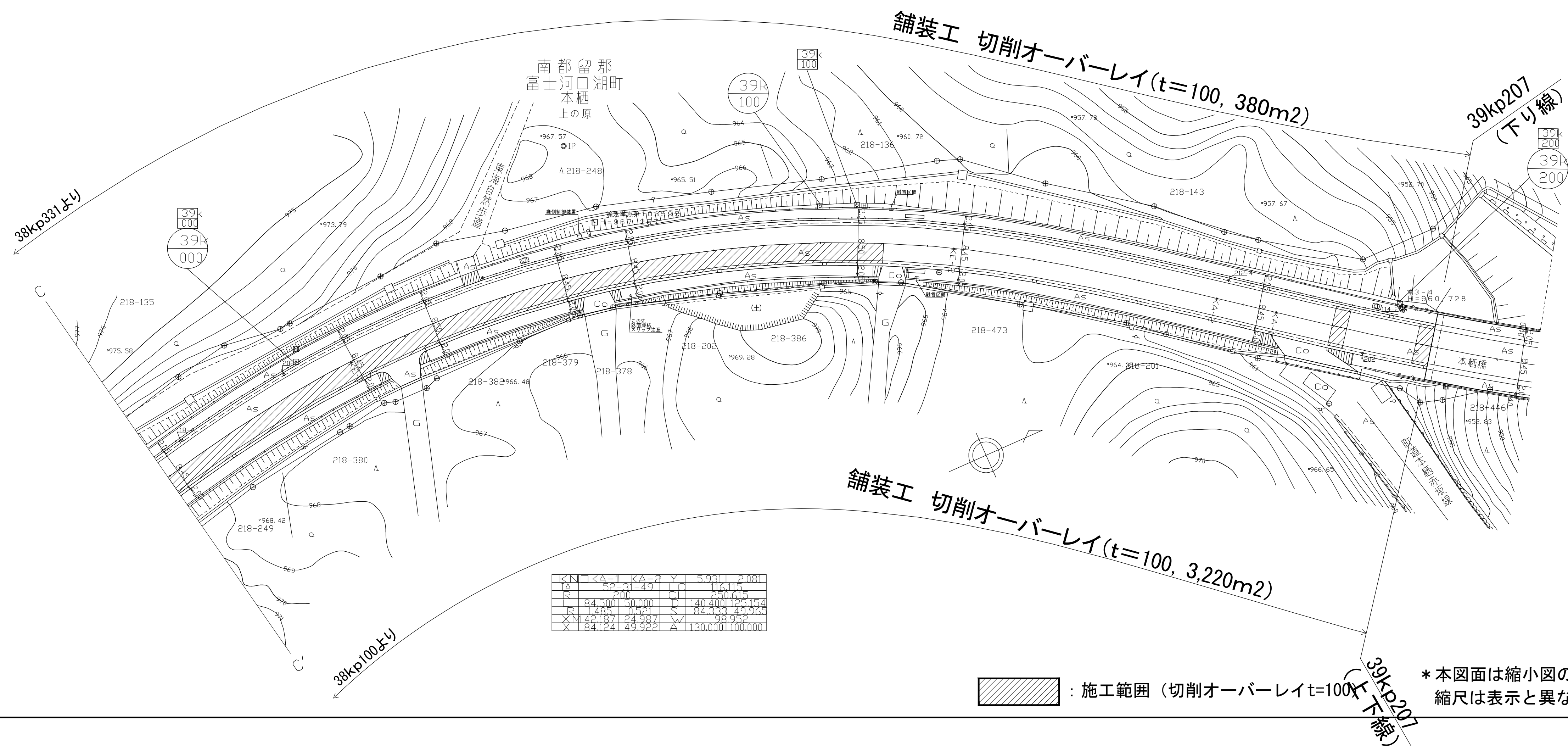
舗装工 切削オーバーレイ(t=100, 380m²)



舗装工 切削オーバーレイ(t=100, 3,220m²)

区画線工 実線(W=15cm、L=1,200m)、破線(W=15cm、L=1,100m)、

矢印・記号・文字(W=15cm換算、L=40m)

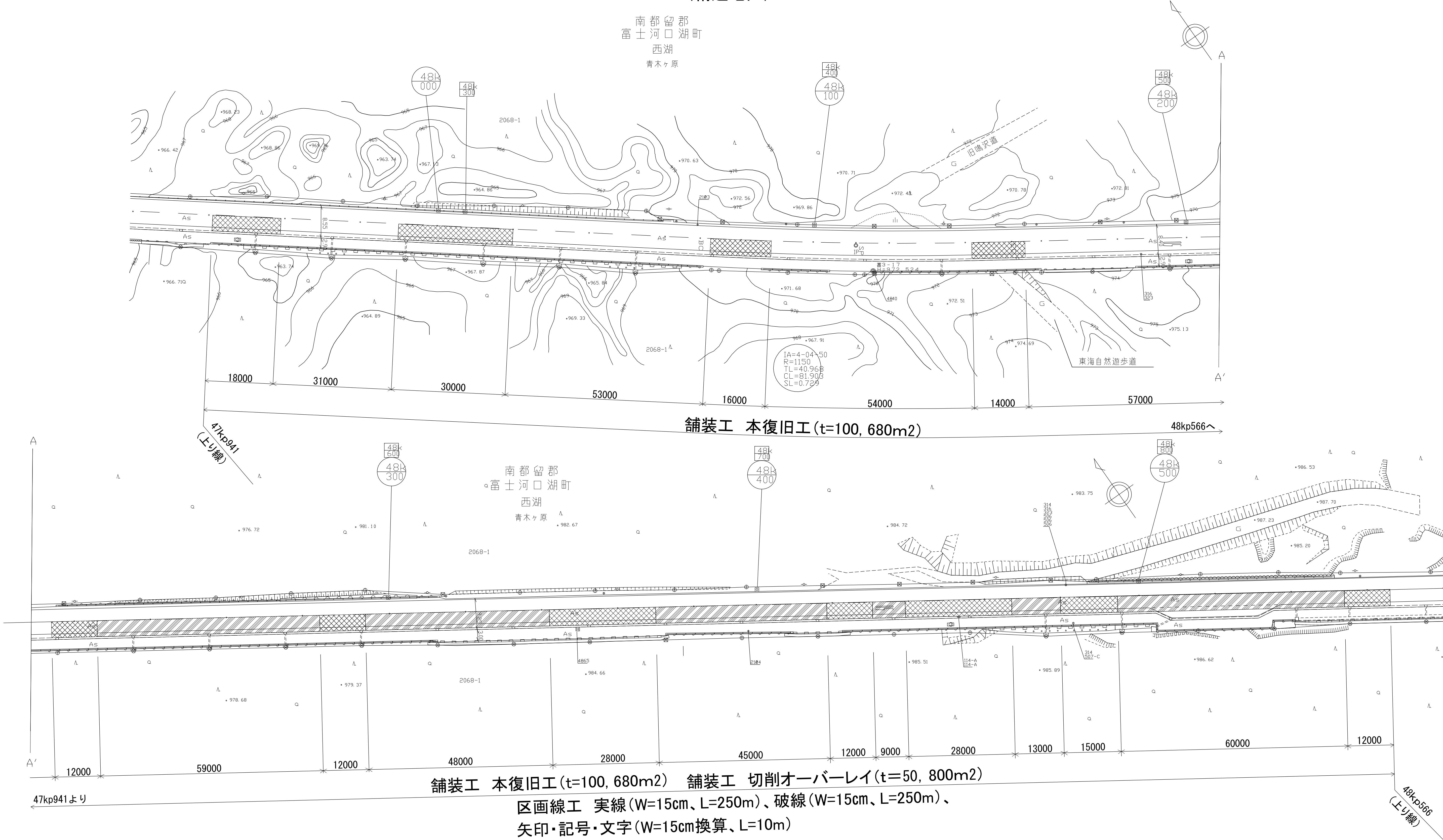


工事名	R7 国道139号富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2） 工事		
図面名	舗装工平面図（4）		
縮尺	1:1,000	図面番号	9 の 5
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

舗装工平面図（５）

（精進地区）

南都留郡
富士河口湖町
西湖
青木ヶ原



- ：施工範囲（本復旧工）
- ：施工範囲（切削オーバーレイt=50）

* 本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

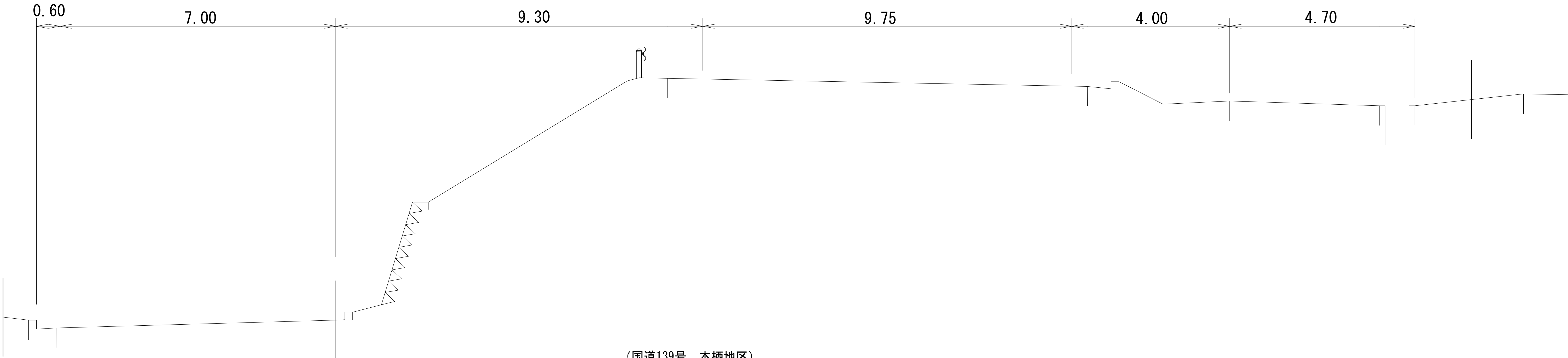
工事名	R7国道139号富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	舗装工平面図（５）		
縮尺	1：1,000	図面番号	9 の 6
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

標準断面図（１）

（国道139号 船津地区）

60kp64付近

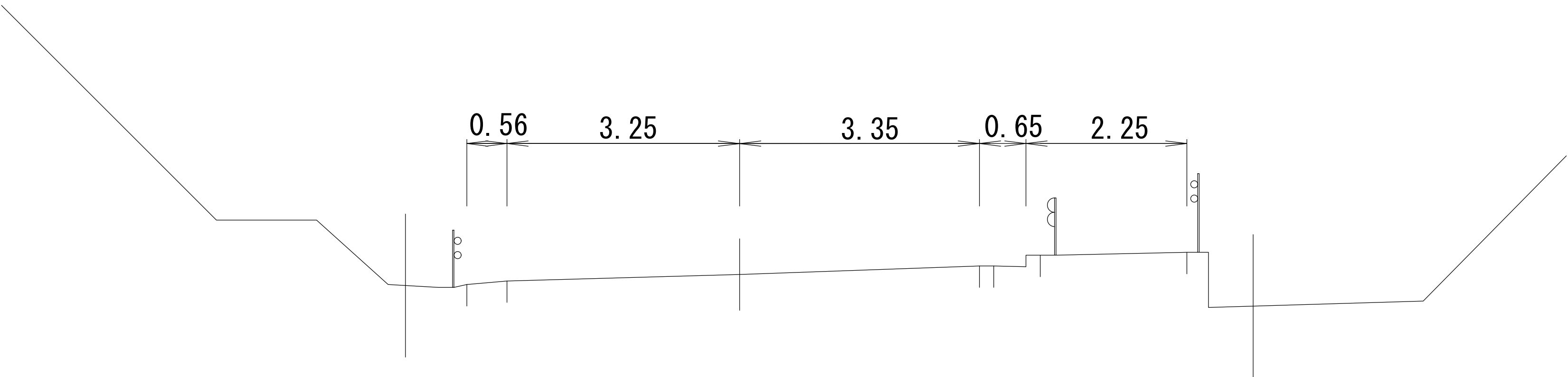
GH=851.54



（国道139号 本栖地区）

38kp520付近

GH=986.63

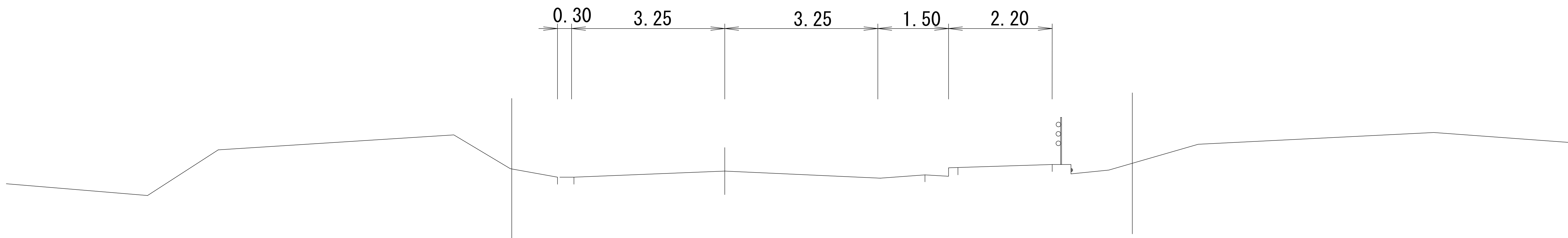


* 本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道139号富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	標準断面図（1）		
縮尺	1:100	図面番号	9 の 7
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

標準断面図（2）

（国道139号 精進地区）
48kp380付近
GH=983.62



* 本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道139号富士吉田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	標準断面図（2）		
縮尺	1:100	図面番号	9 の 8
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

舗装工構造図

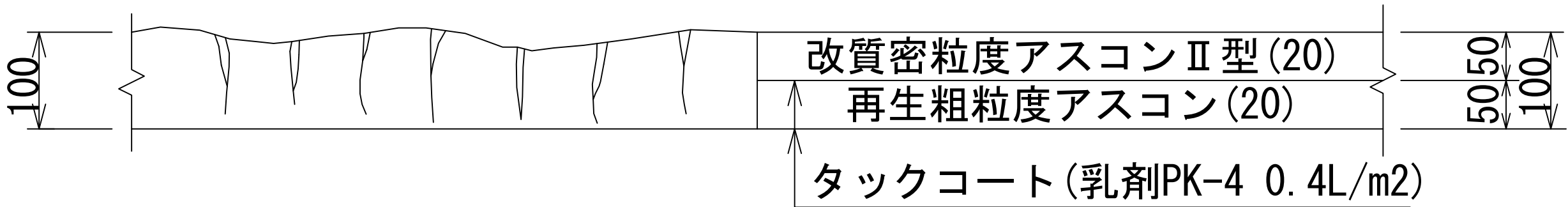
国道139号

59kp642～60kp032（下り線）
59kp674～60kp094（上り線）
38kp100～39kp207（上り線）
38kp331～39kp207（下り線）

切削オーバーレイ工
（機械施工）

既設舗装版

オーバーレイ



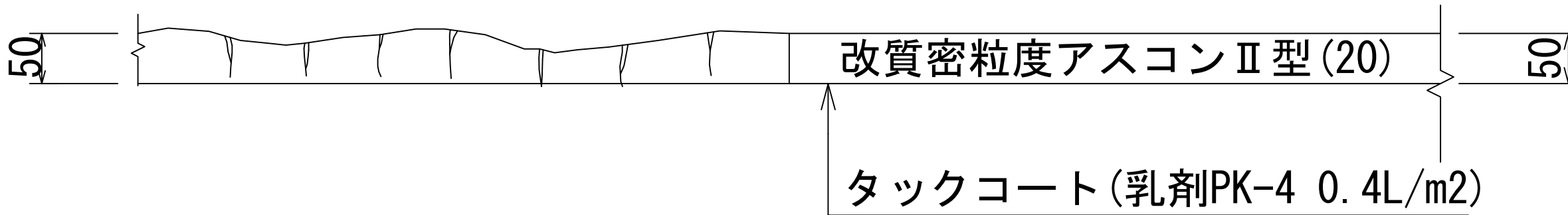
国道139号

47kp941～48kp566（上り線）

切削オーバーレイ工
（機械施工）

既設舗装版

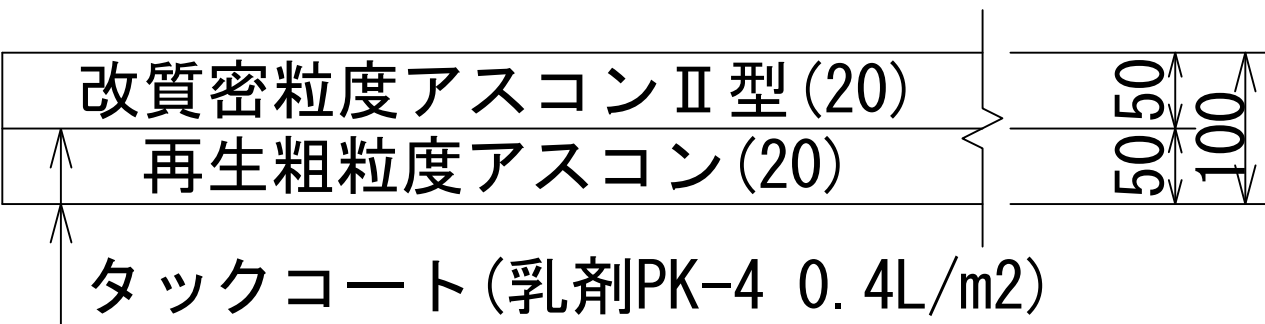
オーバーレイ



国道139号

47kp941～48kp566（上り線）

本復旧工
（機械施工）



* 本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道139号富士田国道出張所管内 舗装修繕（その2）工事		
図面名	舗装工構造図		
縮尺	1:5	図面番号	9の9
年月日	令和8年1月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		